

パーソナルデータに関する検討会について

平成25年11月

内閣官房
情報通信技術(IT)総合戦略室

1. パーソナルデータに関する検討会について

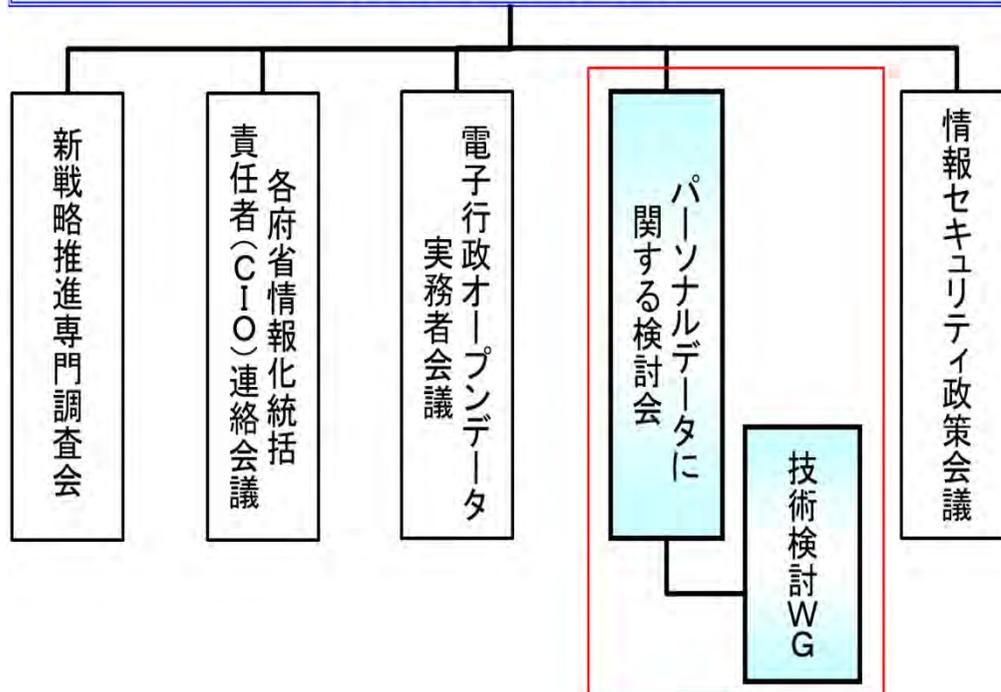
パーソナルデータ利活用環境整備を行うため、監視・監督、苦情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定。

※年明け以降は、制度見直し方針に基づく新たな法的措置の内容について検討予定。

座長 : 堀部政男 一橋大学名誉教授
 委員 : 研究者、弁護士、消費者、経済界から人選
 オブザーバ : 消費者庁
 事務局 : 内閣官房 IT総合戦略室、総務省、経済産業省

検討会の論点：
 (1) パーソナルデータの利活用の基本的枠組みの明確化
 (2) パーソナルデータの利活用ルール の在り方
 (3) パーソナルデータの保護を有効に機能させるための仕組みの在り方
 (4) 独立した第三者機関の設置についての考え方整理
 (5) 罰則等

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT総合戦略本部)



- 伊藤 清彦 公益社団法人経済同友会常務理事
- 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 金丸 恭文 フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長兼社長
- 佐藤 一郎 国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授
- 穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 新保 史生 慶應義塾大学総合政策学部教授
- 鈴木 正朝 新潟大学法科大学院教授
- 滝 久雄 株式会社ぐるなび代表取締役会長
- 長田 三紀 全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
- 堀部 政男 一橋大学名誉教授
- 松岡 万里野 財団法人日本消費者協会会長
- 椋田 哲史 一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
- 森 亮二 英知法律事務所弁護士
- 安岡 寛道 株式会社野村総合研究所上級コンサルタント
- 山本 隆一 東京大学大学院情報学環・学際情報学府准教授

2. パーソナルデータに関する検討会で検討すべき論点

- ICTが飛躍的に進歩し、個人に関連した情報の蓄積量が急速に拡大する中で、消費者意識の変化、データの扱い方の変化、企業活動のグローバル化などの環境変化に伴う課題に対応する必要があるのではないか。

現状と課題

I. プライバシー意識の高い消費者の増加

- ・プライバシーに関する考え方が社会に広く浸透し、現行法を超えた対応を求めるケースも存在。
- ・また、消費者の要求も個人によって異なる。

企業は、プライバシー保護の観点から、どのような措置をとれば十分か判断できず、データ利活用を萎縮。

II. データの使い方の変化

- ・技術向上を背景に、データ利活用による社会課題解決、新ビジネス創出等へ期待が高まっている。
- ・その結果、想定外の目的での利活用や、他事業者と連携した利活用など、データの使い方が変化。

- ・個人情報の定義の曖昧さ(匿名化情報の取扱い等)
 - ・利用目的拡大・第三者提供に係る手続き面の煩雑さ
- といった点が、円滑な利活用を進める上での課題に。

III. 企業活動のグローバル化

- ・企業活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通する時代に。

- ・我が国の規制は欧州から不十分と指摘されており、企業が欧州からデータ移転することを制限されている。
- ・国内法が海外事業者に及ばない。等の課題が生じている。

論点

(1)
パーソナルデータの利活用の
基本的枠組みの明確化

(2)
パーソナルデータの利活用ルールの
在り方

(3)
パーソナルデータの保護を有効に機能させるための仕組み
の在り方

(4)
独立した第三者機関の設置に
ついての考え方の整理

(5)
罰則等

3. パーソナルデータに関する検討会の検討状況

○第1回会合：9月2日

これまでのパーソナルデータに関する検討の状況と検討すべき論点の提示

- ・総務省、経産省、消費者庁よりこれまでの検討資料提示
- ・事務局より検討すべき論点を提示
- ・ワーキンググループ設置

○第2回会合：10月2日

第1回会合で事務局が提示した論点に対する各委員からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換

- ・安岡委員（ビジネス創出の観点）
- ・鈴木委員（ルール整備の観点）
- ・山本委員（センシティブ情報（医療情報）の観点）

○第3回会合：10月29日

第2回会合に引き続き、各委員及び参考人からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換。

- ・新保委員（国際的な観点から第三者機関の在り方（OECDガイドライン改訂含む））
- ・穴戸委員（第三者機関の組織構成・権限、及び憲法・国家行政組織法上の関係）
- ・伊藤委員（経済同友会からの意見）
- ・松岡・長田委員（消費者団体からの意見）
- ・参考人：第二東京弁護士会

○第4回会合：11月22日

第三回会合に引き続き、委員及び参考人からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換。

- ・椋田委員（経団連からの意見）
- ・参考人：新経済連盟

パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（事務局案）の提示・議論
技術検討ワーキンググループの検討状況報告

（以下予定）

○第5回会合：12月10日（予定）

パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（案）の決定
技術検討ワーキンググループの報告

4. パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（事務局案）

第5回会合に
向け検討中

1. 背景及び主旨

- 情報通信技術の進展により、いわゆるビッグデータのうち特に利用価値の高いとされているパーソナルデータについて、個人情報保護法制定当時には想定されていなかった利活用が行われるようになる。
- 消費者のプライバシー意識が高まってきている一方で、事業者が個人情報保護法を遵守していたとしても、プライバシーに係る社会的な批判を受けるケースも見受けられる。
- 企業活動がグローバル化する中、国境を越えた情報の流通が極めて容易になり、国際的な調和を図る必要がある。

2. 制度見直し方針の方向性

- (1) ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用の実体に即した見直し
- (2) プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し
- (3) グローバル化に対応する見直し

3. 制度見直し事項

(1) 第三者機関（プライバシーコミッショナーの設置）

- ・独立した第三者機関（いわゆる三条委員会）を設置し、パーソナルデータの保護と利活用に関する分野横断的な統一見解の提示、事前相談、苦情処理、行政処分の実施などの対応を迅速かつ適切にできる体制を整備する。
- ・その際、実効的な執行が確保されるよう、社会保障・税番号制度における「特定個人情報保護委員会」の機能・権限の拡張や現行の主務大臣制の機能を踏まえ、既存の組織、権限等との関係を整理する。

(2) 一定水準まで個人が特定される可能性を低減した個人データの取扱い

- ・一定水準まで個人が特定される可能性を低減した個人データは、元のデータと比べて、情報漏洩時のプライバシーへの影響が小さいこと等を踏まえ、パーソナルデータに係る新たな類型を創設し、本人の同意なく第三者に提供する等の柔軟な取扱いを可能とするとともに、これを取扱う事業者が負うべき義務を法定する。

※技術検討ワーキンググループからの報告を踏まえて検討。

4. パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（事務局案）

第5回会合に
向け検討中

3. 制度見直し事項（つづき）

（3）国際的な調和を図るために必要な事項

＜国際制度との調和＞

諸外国の制度や国際社会の現状を踏まえ、国際的に調和の取れた制度とし、日本企業が円滑かつグローバルに事業が展開できる環境を整備するとともに、海外事業者に対する国内法の適用や新たに設置する第三者機関による国際的な執行協力等を実現するための検討を行う。

＜第三国への越境移転の制限＞

グローバルな情報の利用・流通を阻害することがないように配慮しつつ、プライバシー保護とのバランスを考慮し、パーソナルデータの保護水準が十分でない第三国への情報移転を制限することについて検討を行う。

＜開示、削除等の在り方＞

本人の自身の情報への適正かつ適時の関与の機会を確保することが、本人の不安感を払しょくするとともに、事業の透明性を確保することにもつながることから、取得した個人情報の本人による開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用停止（消去又は提供の停止を含む。）等の請求を確実に履行できる手段について検討する。

＜パーソナルデータ利活用のルール遵守の仕組みの構築＞

新たに設置する第三者機関に行政処分等の権限を付与するとともに、抑止的な効果を期待するものとして、罰則の在り方等を検討し、パーソナルデータ利活用のルールを遵守する仕組みを整備する。

＜小規模な個人情報取扱事業者の取扱い＞

本人のプライバシーへの影響については、取扱うデータの量ではなくデータの質によるものであることから、現行制度で適用除外となっている小規模事業者の要件とされる個人情報データベースを構成する個人情報の数が5,000件未満とする要件の見直しを検討する。その際、小規模事業者の負担軽減についても併せて検討する。

4. パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（事務局案）

第5回会合に
向け検討中

3. 制度見直し事項（つづき）

（4）プライバシー保護等に配慮した情報の利用・流通のために実現すべき事項

＜パーソナルデータの保護の目的の明確化＞

パーソナルデータの保護は、その利活用の「公益」という観点も考慮しつつ、「プライバシーを保護するために行うものである」という基本理念を明確にすることを検討する。

＜保護されるパーソナルデータの範囲の明確化＞

保護されるパーソナルデータの範囲については、実質的に個人が特定される可能性を有するものとし、プライバシー保護という基本理念を踏まえて判断するものとする。また、プライバシー性が極めて高い「センシティブデータ」については、新たな類型を設け、それぞれの特性に応じた取扱いを行うこととする。なお、高度に専門的な知見が必要とされる分野におけるパーソナルデータの取扱いについては、関係機関が専門的知見を持って対応すること等について検討する。

＜プライバシーに配慮したパーソナルデータの適正利用・流通のための手続き等の在り方＞

利用目的の拡大にあたって事業者が取るべき手続きや第三者提供における本人同意原則の例外規定（オプトアウト、共同利用等）の在り方について検討するとともに、パーソナルデータ取得時におけるルールの実施（同意取得手続きの標準化等）について検討する。また、個人情報取扱事業者における個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の漏えいやその他の事態の発生危険性や影響に関する評価（プライバシー影響評価）の実施、公表等について、評価事項・基準、評価対象、実施方法、評価方法等の具体化を特定個人情報保護委員会が行う特定個人情報保護評価の仕組みを参考に検討する。

4. 継続的に対応の方向性について検討を行う事項

行政機関、独立行政法人等、地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについては、関係法令や関係機関等が広範に及ぶことから、その対応の方向性について引き続き検討を行う

5. 今後の進め方

本方針に基づき、詳細な制度設計を含めた検討を加速させる。検討結果に応じて、平成26年（2014年）年6月までに、法改正の内容を大綱として取りまとめ、平成27年（2015年）通常国会への法案提出を目指すこととする。